

仕様書案(モバイルルータ)

1. 件名

群馬県公立学校における 1 人 1 台端末の導入業務
モバイル通信サービス(モバイルルータ)

2. 調達目的

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和 2～3 年度に「1 人 1 台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGA スクール構想を推進。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。

一方、1 人 1 台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGA スクール構想第 2 期を念頭に、令和 6 年から 5 年程度をかけて端末を計画的に更新しているところ。

これに合わせ、1 人 1 台端末(WiFi モデル)の、家庭学習での利用、学校内での通信環境が不十分な場所での利用等を想定し、モバイル通信サービス(モバイルルータ)についても調達を行う。

地方公共団体における効率的な執行等を図る観点から、群馬県教育委員会および県内全 35 市町村教育委員会により構成する「群馬県 ICT 教育推進研究協議会(以下、協議会)」において、県域での共同調達を実施する。

3. 調達内容

モバイル通信サービス(モバイルルータ)

4. 調達数

2,170 セット

- ・ 学校ごとの台数・納期等は様式を参照。
- ・ うち 10 台は本体のみ

5. 調達方法

- ・ 公募型プロポーザル方式とし、本仕様書案の内容に対する提案書、プレゼンテーション、費用により充足度合いを総合的に評価する。
- ・ 事業者の決定後、事業者は、別紙に示す自治体とそれぞれ契約を締結する。
- ・ 費用は、モバイルルータ本体等と通信サービスを、あわせて利用料として月額で支払う。モバイルルータ本体等のみ予定する自治体は、購入とする予定。

6. 上限費用

1 台あたり 75,000 円(税込)

- ・ 提案金額には、本仕様書に記載のすべてに関わる費用を含むこと。
- ・ モバイル通信費 60 か月分、モバイルルータ本体等、キitting・納品、保守・保障の合計金額
- ・ なおモバイルルータ本体等のみ購入する場合の上限費用は 1 台あたり 20,000 円(税込)
- ・ 上限費用を超過した場合でも失格とはならない。

7. 業務範囲

- ・ モバイル通信サービス
- ・ モバイルルータ本体等の調達・提供
- ・ モバイルルータ本体等のキitting、指定箇所への納品
- ・ モバイルルータ本体等の保守

8. 利用目的、基本的な条件

- ・ 学校の ICT 端末(基本的には 1 人 1 台端末)をテザリングし、インターネットに接続する目的。
- ・ 利用場所は、家庭学習、学校内の通信環境が不十分な場所、校外学習等の校外を想定。
- ・ 授業で 1 人 1 台端末を利用する際は、原則、学校に敷設された WiFi を利用。(本調達の対象外)
- ・ モバイルルータは教育委員会か学校が管理し、自ら利用するか家庭へ貸与する。
- ・ 児童生徒が利用するため、教育的効果、身体への影響を考慮した端末を選定すること。
- ・ 法令が遵守された端末を導入すること。また、品質・耐久性と、サプライチェーン・リスクを考慮した端末を選定すること。

9. モバイルルータの仕様

通信方式	LTE(4G) ※5G に対応していれば、なおよい
対応バンド	提案するモバイル通信サービスのバンドに対応
無線 LAN	GIGA スクール 1 人 1 台端末が WiFi 接続できること (スペック基準) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_02624.html
稼働時間	連続通信 8 時間以上
同時接続台数	15 台以上 ※校外学習等で、複数の 1 人 1 台端末を、同時に接続することを想定

形状・重さ	携帯可能なサイズ おおむね 300g 未満
耐用年数	5 年以上 ・メーカーによる製品サポート、ファームウェア更新が契約日から起算して 5 年以上提供されること ・バッテリーの交換、保守体制が整備されていること ・機器本体の堅牢性があり、学校からの貸与等における通常使用に耐える設計であること
外部接続端子	充電用の USB ポート
付属品	AC アダプタ、充電用の電源ケーブルまたは USB ケーブル
端末管理機能	端末単独で初期設定が可能なこと

10. キットニング・納品の仕様

- ・ 事業者は、自身の事業場等で、開梱、物理 SIM の装着、管理番号等のシール貼付を行う。
- ・ モバイルルータ本体に設定を行う (SSID や通信規格、セキュリティ規格の設定、本体の設定変更用パスワード設定)。設定内容は、自治体毎に同一内容を想定する。
- ・ 実施後に指定箇所へ納品し、納品後の梱包材等を撤去する。
- ・ 納入時の提出物として、機器の一覧表を作成し、品名・型番・管理番号・IMEI 番号等本体を特定する情報等、保守運用管理に必要な情報を提出すること。なお一覧の詳細は、自治体と協議して決定する。
- ・ 自治体・学校にとって、より効率的・経済的であり、児童生徒にとって、より教育的効果が高い方法があれば、提案すること。

11. 保守・保障の仕様

- ・ モバイルルータ故障時の対策として、以下いずれかまたは両方を提案すること。
- ① 予備機対応
 - ・ 予め、調達台数に加えて、想定する故障数に応じた予備機を配備する。
 - ・ 故障時は、故障機の SIM を取り出し、予備機に装着して運用を継続する。
 - ・ 予備機の費用も提案費用に含むこと。
 - ② 故障修理対応
 - ・ ヘルプデスクを設置し、自治体及び学校から、故障問合せを受け付ける。
 - ・ 申告に応じて、故障修理の受け付け、故障修理、再キットニングを実施し、申告元へ返送する。
 - ・ 月次レポート等でヘルプデスク運用状況や故障数を報告する。
 - ・ 上記に係る対応費用・サービス費用も提案費用に含むこと。

- ・ 利用終了後に不要となるモバイルルータについて、回収サービス等を、事業者は任意に提案すること。

上記の他、長期利用期間におけるバッテリー劣化を想定した、バッテリー交換サービス等、モバイルルータの保守・保障に関して、事業者は任意に提案すること。

12. モバイル通信サービス・通信料金の仕様

- ・ 60 か月分のモバイル通信サービスを調達する。ただし契約期間は年度毎等、自治体の要望に応じて対応すること。
- ・ データ量は、自治体を選択する。提供可能なプランを提案すること。(3GB,5GB,7GB,20GB 等)
- ・ 回線毎のデータ量設定(単回線プラン)、複数回線合計のデータ量設定(シェアプラン)、いずれでもよい。提供可能なプランを提案すること。
- ・ 回線の契約データ量を超過した場合の動作を提示すること。(通信速度制限を適用する、追加料金により契約データ量を増加する等)
- ・ シェアプランの提案の場合、一部回線の大量利用が、他の回線に影響を及ぼすケースを想定した対応策を提示すること。(一定データ量超過時のアラート、任意回線への通信速度制限の適用)
- ・ 回線毎のデータ使用量の確認方法を提示すること。(トラフィックレポートサイトにて確認、月次レポートにて報告、等)

13. モバイル通信サービス・品質の仕様

- ・ 文部科学省「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」を満たすこと。
- 4.2. 必要なネットワーク速度の確保について
- https://www.mext.go.jp/content/20240501-mxt_jogai02-000033777_5.pdf
- ※同時に1クラス程度(約40台)が接続する場合においても、上記文書の実効通信速度が満たされていること。
- ・ 通信品質は、上記文書の実効通信速度の他、事業者が設定する指標を想定する(パケット応答率、電波強度等)。導入前の通信品質確保に関する取組み、及び導入後の通信品質確保に関する取組みを提示すること。
 - ・ 取組みは、以下のようなプロセスを想定する。
 - ✓ 導入時、または随時の品質測定(机上確認、実地測定等)
 - ✓ 常時、または定期のモニタリング等
 - ✓ 品質が劣化または仕様を満たさない場合の対策方針等(増幅器設置による電波強度改善、基地局設置による通信ネットワークの増強等)。
 - ・ 品質確保の取組みにあたり、別途料金がかかる場合、その考え方を示すこと。
 - ・ 品質確保の取組みにあたり、要する期間を示すこと。

14. 情報の取り扱い

- ・ 事業者は、個人情報や機密情報の管理について、各自治体の規定を遵守するとともに、個人情報の取扱いには十分に留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた環境において、業務を実施すること。
- ・ 個人情報保護の観点から、セキュリティに関する資格（ISMS 及びプライバシーマーク）を取得していることが望ましい。